

お客さま各位

ノバリ株式会社

当社推奨方針等のご案内

この度は当社に保険商品のご提案の機会をいただき、誠にありがとうございます。

当社は多様な分野の保険商品の取扱いを可能とし、また優位性ある新商品をいち早く取り入れることを可能とするため、複数の保険会社と代理店業務委託契約を締結しております。お客さまには、その中から以下の理由により、特定の保険会社を選定し、当該保険会社の商品をお勧めすることとしております。

ご加入にあたっては以下、特定の保険会社を推奨する理由を必ずご確認のうえ、ご加入をご判断いただきますようお願いいたします。

1. 募集人の権限

●生命保険

- ・当社の生命保険募集人は、お客さまと申込先の保険会社の生命保険契約の媒介を行うものであり、契約締結の代理権はありません。保険会社が承諾した時に、保険契約は有効に成立します。
- ・当社の生命保険募集人に告知受領権はありません。告知受領権は、生命保険会社及び生命保険会社が指定した医師だけが有しています。当社の生命保険募集人に口頭でお話しいただいても、告知したことにはなりませんので、告知書面へのご記入をお願いいたします。

●損害保険・少額短期保険

- ・当社の損害保険／少額短期保険募集人は、お客さまと申込先の保険会社の損害保険契約の媒介、又は、契約締結の代理権を有しています。
- ・当社の取扱保険商品によっては、当社の損害保険／少額短期保険募集人が告知受領権を有する商品もあります。
- ・お客さまに告知いただいた保険申込書（告知書）の記載内容が事実と異なる場合には、ご契約が解除や無効になり、保険金をお支払できないことがありますので、正しく告知いただきますようお願いいたします。

2. 個人情報の利用目的

当社は、お客さまの個人情報について、お客さまに同意をいただいた上で、生命保険・損害保険・少額短期保険及びこれらに付随・関連するサービスの提供等の業務に必要な範囲で利用いたします。その他の目的で利用することはありません。詳しくは、当社ホームページの「プライバシー・ポリシー」をご参照ください。
<<https://www.novari.co.jp/policy/privacy>>

3. 反社会的勢力に対する基本方針

当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」を当社における対応方針として定め、業務の適切性及び公平性を維持するために反社会的勢力との関係遮断に努め、適正かつ健全な業務の遂行に努めます。詳しくは、当社ホームページの「反社会的勢力に対する基本方針」をご参照ください。
<<https://www.novari.co.jp/policy/antisocialist>>

4. 当社の取扱保険会社について

当社の取扱保険会社は下記の通りです。

＜生命保険会社（19社）＞ ※50音順

アクサ生命保険株式会社、アフラック生命保険株式会社、エヌエヌ生命保険株式会社、FWD生命保険株式会社、オリックス生命保険株式会社、ジブラルタ生命保険株式会社、ソニー生命保険株式会社、SOMPOひまわり生命保険株式会社、第一生命保険株式会社、大同生命保険株式会社、チューリッヒ生命保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社、日本生命保険相互会社、ネオファースト生命保険株式会社、はなさく生命保険株式会社、マニユライフ生命保険株式会社、三井住友海上あいおい生命保険株式会社、メットライフ生命保険株式会社、メディケア生命保険株式会社

＜損害保険会社（13社）＞ ※50音順

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、AIG損害保険株式会社、共栄火災海上保険株式会社、ジェイアイ傷害火災保険株式会社、セコム損害保険株式会社、SOMPOダイレクト損害保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社、Chubb損害保険株式会社、東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、ニューインディア保険会社、三井住友海上火災保険株式会社、楽天損害保険株式会社

＜少額短期保険会社（4社）＞ ※50音順

アイアル少額短期保険株式会社、ジャパン少額短期保険株式会社、日本ペット少額短期保険株式会社、ユニバーサル少額短期保険株式会社

5. 保険会社を推奨する基準・理由について

●生命保険

当社は、取扱保険会社の中からお客さまのご意向に基づき保険商品の絞り込みを行い、お客さまへご案内いたします。保険商品の絞り込みは、原則、専用システムによって行います。

●損害保険

当社は、取扱保険会社の中から取扱件数の多い1社を推奨保険会社として設けています。取扱件数が多い保険会社は、当社が契約事務や給付金・保険金の支払事務に精通しており、正確かつ迅速な対応ができるため、これを選定理由としています。そして、取扱件数の多い保険会社の選定方法としては、直近事業年度（2023年度 | 2023年8月から2024年7月）を基準としています。なお、特定部署につきましては、その出身保険会社や地域性を鑑み、部署別に推奨保険会社を設定している場合もあります。この場合の選定基準は、部署単独における、直近事業年度（2023年度 | 2023年8月から2024年7月）の取扱件数の多い保険会社としています。

当社全体の推奨保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

推奨保険会社を設定している部署、および当該部署の推奨保険会社については下記の通りとなります。

推奨保険会社	部署	
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	蒲田あんしん保険オフィス 姫路オフィス 徳島千代田総合オフィス 長崎第1オフィス 宇城オフィス	大阪中央オフィス 広島第3オフィス 武雄オフィス 熊本北オフィス
AIG損害保険株式会社	小山オフィス 沼津テイク保険オフィス	

推奨保険会社	部署
損害保険ジャパン株式会社	ウイング成田オフィス インシュアランス京都オフィス 佐世保プライアントオフィス
Chubb 損害保険株式会社	大分第2オフィス
日新火災海上保険株式会社	船橋プラネットインシュアランスオフィス
三井住友海上火災保険株式会社	京都中央オフィス 長崎第2オフィス 佐世保オフィス

●少額短期保険

当社は、取扱保険会社の中からお客さまのご意向に基づき保険商品の絞り込みを行い、お客さまへご案内いたします。

6. 当社の推奨する特定の保険会社以外の保険会社をご希望の場合

上記にかかわらず、お客さまが当社の推奨する保険会社以外の保険会社を希望される場合には、当社取扱保険会社の範囲にて、お客さまのご意向に沿った保険会社の保険商品をご案内いたします。当社募集人にその旨お申し付けください。

7. 当社の推奨する保険会社以外の保険会社をご案内する例外的対応、ご説明について

お客さまに対し以下のケースに該当する場合は、推奨する保険会社以外の保険商品をご案内いたします。

- ①生命保険については、お客さまの健康状態等により適した保険商品があるため、お客さまのご意向の確認、わかりやすい説明を行った上で、お客さまに適した保険商品をご案内いたします。
- ②推奨保険会社の保険商品だけでなく、複数の保険商品のご案内をお客さまが求める場合、お客さまのご意向に合致する保険商品を選定の上、募集を行います。
- ③お客さまのご意向が推奨保険会社の商品では合致しない場合は、お客さまのご意向に合致する保険商品を選定の上、募集を行います。
- ④法人会会員や団体割引が適応される保険会社や保険商品がある場合は、わかりやすい説明を行なった上で、該当保険商品をご案内いたします。
- ⑤損害保険については、保険の対象や引受リスクによって保険会社の引受基準に合わない場合、お客さまのご意向の確認、わかりやすい説明を行った上で、お客さまに適した保険商品をご案内いたします。
- ⑥損害保険の更新を希望されている場合には、原則お客さまが前回ご契約いただいている保険会社の保険商品でご提案を行います。その際、あらためて特定の保険会社の商品を提示・推奨する理由の説明は省略させていただきます。
- ⑦当社が運営する各種保険比較サイト上より、お客さまが保険会社や保険商品を指定しお問い合わせされた保険会社の保険商品を提示・推奨する理由の説明は省略させていただきます。
- ⑧発売から1年以内の新商品につきましては、お客さまへの情報提供の観点より、推奨保険会社以外の保険商品もお客さまのご意向に合わせご提案いたします。
- ⑨自賠償保険については強制付保かつ業界共通商品であるため、推奨理由のご説明は省略させていただきます。

8. 情報提供義務の対象外となる保険契約について

保険契約者と被保険者が異なる契約において、被保険者に対し以下の保険契約については情報提供義務の適用除外となりますので、推奨理由のご説明は省略いたします。

- ①被保険者が負担する保険料がない保険契約
- ②保険期間が1ヶ月以下かつ被保険者が負担する保険料が1,000円以下の保険契約
- ③被保険者に対する商品の販売、役務の提供又は行事の実施等に付随して締結する保険契約
- ④確定拠出年金等、年金制度の運営者が契約者となり、同制度の加入者が被保険者となる保険契約
- ⑤既に締結している保険契約の一部を変更する場合の、変更がない部分について
- ⑥その他、一律の手法によらない情報提供が許される一部の保険契約

9. 保険募集・契約に関するご案内

お客さまとの募集や契約に関して下記の取り組みを行っておりますので、ご理解をお願いいたします。

- ①当社は、お客さま利便性向上の一環として、ペーパーレス申込を推進しています。
- ②当社は、お客さまのご要望に応じて、対面・非対面募集の選択ができる態勢を取っています。オンライン面談をご希望の方は、募集人へお申し出ください。
- ③金融庁の「保険会社向けの総合的な監督指針」に基づき、当社では70歳以上の高齢の方（保険会社指定で65歳以上の場合もあります）に対する適正な保険募集に向け、お客さまの状況に応じて顧客保護の観点から以下の対応を行っております。お客さまにはご不便をお掛けすることもあるかとは思いますが、何卒ご理解をいただきますと幸いです。
 - (1) 親族等の同席
 - (2) 複数人の保険募集人による保険募集
 - (3) 複数回の保険募集機会の設定
 - (4) 保険募集を行った者以外の者による高齢者の意向に沿った商品内容等であることの確認
 - (5) 申込手続き後の電話等による申込内容の確認
 - (6) 会話内容等の録音による証跡管理

10. 共同募集における推奨保険会社について

他代理店との共同募集における推奨保険会社については、お客さまからのご意向がない限り、当社が取扱っている保険会社の中で、他代理店の推奨方針や基準に基づくものとします。

11. 適合性の原則の徹底について

変額保険及び外貨建て保険等、お客さまが市場リスク等を有することとなる保険商品（特定保険）のお勧めにあたりましては、お客さまの知識・経験・財産の状況等を踏まえ、取引のルール・商品内容・リスク内容等について適切かつ十分な説明を行うよう努めます。

12. お客さま本位の業務運営について

当社は、2017年3月30日に金融庁より公表（2021年1月15日改訂）されました「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、お客さま本位の業務運営方針（以下、「本方針」）を定め、その取組状況と共に公表しております。

詳しくは、当社ホームページの「お客さま本位の業務運営に関する方針」をご参照ください。

<<https://www.novari.co.jp/policy/customer>>

以上